

住宅改修費の申請について

1 給付の要件

原則、1回しか給付は受けられません。上限額は20万円です。

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を有する者
(特殊便器への取り替えについては上肢障害2級以上の者)
- 障害等級3級以上の者
- 学齢児以上の者
- 給付対象者が現に居住する住宅の改修であること(借家の場合は家主の承諾が必要)
- これまで住宅改修費の給付を受けたことがないこと
- 介護保険の適用を受けていないこと

2 住宅改修の範囲

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 申請に必要な書類

【申請時に提出するもの】

- (1) 日常生活用具(住宅改修費)給付申請書 【様式第1号】
- (2) 工事見積書(※改修費の対象になるもの)
- (3) 工事平面図(※工事箇所の分かるもの)
- (4) 工事する部分の工事前の写真
- (5) 借家の場合は家主の承諾を得たことを確認できる書類

【工事後に提出するもの】

- (1) 工事した部分の工事後の写真
(※市への請求書と併せて業者が提出しても差し支えありません)

【相談・申請窓口】

〒723-8601 三原市港町3丁目5番1号(本庁1階) 三原市障害者福祉課
電話：0848-67-6060 FAX：0848-64-2130

※必ず工事前に申請が必要です。工事内容など、事前に相談してください。